

# ショッピングガード保険(国内)

## 補償の対象となる物品

セブンカード・プラス(ゴールド)／セブンカード(ゴールド)会員がセブンカード・プラス(ゴールド)／セブンカード(ゴールド)を利用して国内で購入した物品で、購入価格(税込)が100万円以下の場合に補償します。ただし、下記のを除きます。

- (1) 船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、サーフボード、スノーボード、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品
- (2) 携帯電話・ポケットベルなどの携帯式通信機、ノート型パソコン・ワードプロセッサなどの携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
- (3) 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの
- (4) 動物および植物
- (5) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの
- (6) 現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券(定期券は除きます。)、宿泊券、観光券、および旅行券をいいます。)、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケットや金券類

## 保険金の請求について

### 1. 保険金請求手続き

- お支払いの対象となる損害が発生した場合には、会員はただちに損害保険ジャパン(株)(下記)に事故のご報告をしてください。
- 保険金の請求をする際は下記「3. 保険金請求時に必要な書類」に掲げる書類をご提出ください。

### 2. 事故時の連絡先

#### 損害保険ジャパン株式会社

※ご利用の際はカードをお手もとにご用意ください。

03-3349-5199 9:00AM~5:00PM  
土・日・祝日・年末年始休

### 3. 保険金請求時に必要な書類

	損害状況	
	修理可能な場合	修理不可能な場合
カード(コピー)	◎	◎
保険金請求書	◎	◎
罹災証明書・事故証明書	○	○
カード利用明細	◎	◎
修理代領収書	◎	
修理代請求書	◎	
修理見積書	◎	
全損見積書		◎
写真または現物	◎	◎
他保険の保険請求書	○	○
委任状	○	○

◎:必要な書類 ○:場合によって必要となる書類

※上記以外の書類も必要となる場合があります。

※盗難事故の場合は、警察署への届出が必須となります。



780029511

# ショッピング ガード保険

## ご案内

セブンカード・プラス(ゴールド)／  
セブンカード(ゴールド)で  
購入された商品の破損や盗難を  
補償する無料サービスです!

ショッピング  
ガード保険  
国内

## お問い合わせ先

### コールセンター

東京:0422-41-7110 | 大阪:06-6949-0763 | 札幌:011-222-5465

※年末年始および時間帯により一部ご利用いただけないサービスがございます。

※営業時間はセブンカードサイトでご確認ください。



株式会社セブン・カードサービス

## ショッピングを さらに楽しく安心に!

### セブンカード・プラス(ゴールド) ／セブンカード(ゴールド)で 購入された商品の 破損や盗難を補償します

「ショッピングガード保険(国内)」(動産総合保険)とは、国内でセブンカード・プラス(ゴールド)／セブンカード(ゴールド)で購入した品物の、偶然の事故による破損・盗難などの損害を補償するサービスです。

#### ショッピングガード保険(国内)

#### 年間補償限度額

最高 **100**万円

自己負担額 **5**千円  
(1事故につき)

- カードでの購入日から90日間補償されます(ただし一部の物品、および配送中の事故は補償の対象となりません)。
- 家族会員の方のお買物にも、本会員同様に保険が適用されます。
- 保険金のお受け取りにはセブンカード・プラス(ゴールド)／セブンカード(ゴールド)で購入した際の「カード利用明細」が必要です。

#### ショッピングガード保険(国内)のご案内

補償金請求者：セブンカード・プラス(ゴールド)／セブンカード(ゴールド)会員(家族会員も含みます)

年間補償限度額：100万円  
※上記金額は会員1名につき毎年7月1日から1年間の総補償金額

自己負担額：1回の事故につき5千円

補償金額：カードご利用金額あるいは購入店の領収書に記載された物品の購入金額(修理が可能な場合は修理金額が購入金額のどちらか低い額)から自己負担額を控除した額を限度額とします。

補償を受けられる人：補償の対象になる物品を正当な権利をもって所有されている方とします。したがって、会員および家族会員ならびにこれらの方々から補償の対象となる物品を譲り受けた方も補償を受けることができます。ただし、いずれの場合も補償を請求することができるのは原則として会員に限られます。

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

#### お支払いする場合

セブンカード・プラス(ゴールド)／セブンカード(ゴールド)会員がセブンカード・プラス(ゴールド)／セブンカード(ゴールド)を利用して国内で購入した物品で購入日から90日以内に偶然の事故によって損害を被った場合。

#### お支払いできない場合

- (1) 戦争・侵略行為、反乱、暴動、違法行為に起因する損害
- (2) 自然の消耗、摩滅もしくは性質によるさび、かび、変質、変色またはねずみ食い、虫食い等の損害
- (3) 商品の瑕疵に起因する損害
- (4) 核燃料物質その他有害な特性に起因する損害
- (5) 故意または重大な過失に起因する損害
- (6) 被保険者(カード会員)と世帯を同じくする親族の故意または重大な過失に起因する損害
- (7) 被保険者(カード会員)または配偶者およびこれらと生計をともにする親族(別居の未婚の子を含む)以外の者が管理中の事故による損害
- (8) 電気的事故、機械的事故に起因する損害
- (9) 詐欺または横領に起因して生じた損害
- (10) 置き忘れまたは紛失に起因する損害
- (11) 地震、噴火またはこれらによる津波に起因する損害
- (12) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災害等に起因する損害
- (13) 楽器の弦(ピアノ線を含む)の切断または音質、音色の変化
- (14) テニスラケットのガットのみに生じた損害
- (15) 汚損、かき損、擦損、かき傷または塗料のはがれ等の単なる外観であって機能に支障をきたさない損害
- (16) 中身の漏出による損害

(注意) 損害の日から45日以内に損害保険ジャパン(株)にご連絡ください。

※保険の内容については引受保険会社所定の約款に基づきます。

(次ページに続く)